

地域経済・雇用の下支えにつながる入札制度の見直し

《現状認識》

- 公共工事の本質は、「良質な社会資本の形成」(品質の確保)と、これを支える「優良な地域建設産業の育成」。
- 2006年以降の入札改革は、結果として、受注産業として立場の弱い建設企業に過当競争・赤字受注を強いることとなり、地域の優良な建設企業まで倒産・衰退し、地域の重要な雇用の受け皿が失われる事態を招来。
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえると、公共工事の入札制度を見直し、技術と経営に優れた建設企業が地域の地場産業として継続できる競争環境を整備することが、喫緊の課題。
- 重要な点は、地域の雇用、経済、災害時の地域貢献を担う、地域に密着したまじめな建設企業が継続的に経営できるようにすること。

※ 賃金の官民格差が拡大。平成9年と19年の地方公務員(一般行政職)の平均給与が4.4%上昇しているのに対し、同期間内の建設労務単価は3割減。

※ 地方の建設企業の倒産が増加。雪寒地域では除雪作業を担う建設企業も倒産。除雪の担い手がいない過疎地域も。

※ 地方公共団体では、地域振興の観点から、地場の資機材や労働力の活用、災害時の協力等の条件を付すことが多いが、これらに伴うコストは、予定価格の積算には反映されていない。

※ 赤字受注による人件費の削減、賃金カット(一部は手抜き工事も)、資金繰り難での倒産。負の連鎖。

※ 価格だけでなく技術との総合的な評価で契約者を決定する「総合評価方式」は、拡大しつつもなお不十分(発注件数の25%以上で実施している都道府県・政令市は、64団体中4団体のみ)。

《実施すべき施策》

施策1：地域経済・雇用の下支えのための最低制限価格の引上げ

- 低入札価格調査基準価格は、公共工事の品質確保、ダンピング防止の観点から定められている（下回れば疎漏工事のおそれ）ほか、基準価格未満の入札があった場合には個別調査を行うことになるため、調査のための行政コストがかかる。
- また、総合評価方式も、技術面での創意工夫の余地が十分にある工事でなければ適用する意味に乏しく、かつ、行政側の審査体勢・コスト等を考慮すれば、自ずから一定規模以上の工事を対象とせざるを得ず、全ての工事を対象にできない点に限界がある。
- このため、全ての工事を対象に下限価格を設定できる最低制限価格制度について、現行の考え方である公共工事の品質確保の観点に加え、市町村等の発注者の判断により、地域経済を守り地域の雇用を維持する観点から価格の引上げを行うことが適当。
- その目安は、地域の建設企業としての継続的な経営を可能にする価格水準（予定価格の90%）であり、これを確実に担保。

※ 長崎県・佐賀県で最低制限価格を予定価格の90%程度まで引き上げるなど、地方公共団体にも公共工事の入札制度を見直す動き。

※ 現行の予定価格は、取引実例等に基づき、資材費や労務費を積み上げて算定しており、市場において成立する標準的な価格（市場価格）。

※ 予定価格の算定上、現場での工事原価はその約9割（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）。

予定価格の80%という現在の赤字受注の水準は、利益はおろか、本社職員の経費、試験研究や職員の技能研修など建設企業としての能力維持・向上のためのコストを賄うことも不可能。公共工事の品質を確保する上でもギリギリの数字。

施策2：地域要件の適切な設定

- 建設業は請負契約による受注産業、オーダーメイド型の産業。民間の住宅建築のような民間の契約（相対契約）と異なり、公共発注の場合には、受注希望業者数の多寡により、産業特性として、行き過ぎた価格競争に陥りやすい。
- このため、適切なルールの下での競争が必要。一般競争入札を行う際にも、地域や工事の特性に応じた参加条件を事前に明示して付すべき。

施策3：総合評価方式の改善

- 公共工事の品質を確保する観点から、大規模な工事について総合評価方式を採用するに当たっても、価格のほか、雇用や地域への貢献など、経済対策の効果が広く地域に波及するという視点について、重点的に評価。

施策4：積算価格の適正化

- 労務費や資材価格等の実勢価格を適正に反映した積算を行うとともに、歩切り等の違法行為は行わない。

施策5：適正な契約・支払いルールの明確化

- 用地交渉や警察協議等の遅れなど、発注者に起因する工期延長の場合には、必要な費用について、増額変更できるルールを創設すべき。

最低制限価格の適正水準の考え方(予定価格の90%)

- 国の低入札価格調査基準価格は、もっぱら公共工事の品質確保(当該工事での疎漏工事の防止)の観点から設定。

本店経費等の管理的経費が抑制されるなど、企業の継続的経営に本来必要な水準とはなっていない(予定価格の概ね85%)。

{	直接工事費	×0.95	左の合計額×1.05＝基準価格
	共通仮設費	×0.90	
	現場管理費	×0.70	
	一般管理費等	×0.30	

※現場管理費⇒現場従業員給料、退職金、福利厚生費、安全訓練費、外注経費(下請企業の一般管理費等)など

※一般管理費等⇒本支店従業員給料、退職金、福利厚生費、技術研修費、調査研究費、利益、租税公課など

- これは企業にとっては原価割れの赤字受注の水準であり、このような受注が連続すると、経営が行き詰まる事態が不可避。

地域経済・雇用を下支えする観点からは、企業の継続的経営、雇用の維持に不可欠な管理的経費について、必要な額が適正に支払われる必要。

- 具体的には、管理的経費のうち、特に従業員給料、退職金、福利費など企業の雇用・能力の維持に繋がる経費を新たに加味して、最低制限価格を設定する必要。国の計算式に当てはめると、

①「現場管理費×0.70」→「現場管理費×0.90」

②「一般管理費等×0.30」→「一般管理費等×0.70」

となり、この場合、最低制限価格は予定価格の概ね90%となる。

- これを下回れば、地域の優良企業の経営や、その技術力の維持向上は図れなくなり、結果的には中長期的な公共工事の品質確保が大きく損なわれる恐れ。

「経済危機対策」(平成21年4月10日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議) 抜粋

Ⅲ. 「安心と活力」の実現－政策総動員

1. 地域活性化等

- まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等
 - ・ 公共事業等の実施に当たって、ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進
 - ・ 公共事業等の契約における最低制限価格の引上げなど地域経済・雇用の下支えにもつながる入札契約制度の改善の促進

最低制限価格の適正水準の考え方(予定価格の90%)

【現在の国の低入札価格調査基準価格】

- 公共工事の品質確保(=当該工事での疎漏工事の防止)が目的

直接工事費 × 0.95	左の合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.70	
一般管理費等 × 0.30	
基準価格	

- 予定価格の概ね85%の水準

地域建設企業にとっての問題点

- 本店経費等の管理的経費は抑制
- 原価割れの赤字受注の水準。このような受注が連続すると経営が行き詰まる。

【望ましい地方の最低制限価格】

- 公共工事の品質確保と、地域経済・雇用の維持の双方が目的

直接工事費 × 0.95	左の合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × <u>0.90</u>	
一般管理費等 × <u>0.70</u>	
最低制限価格	

- 予定価格の概ね90%の水準

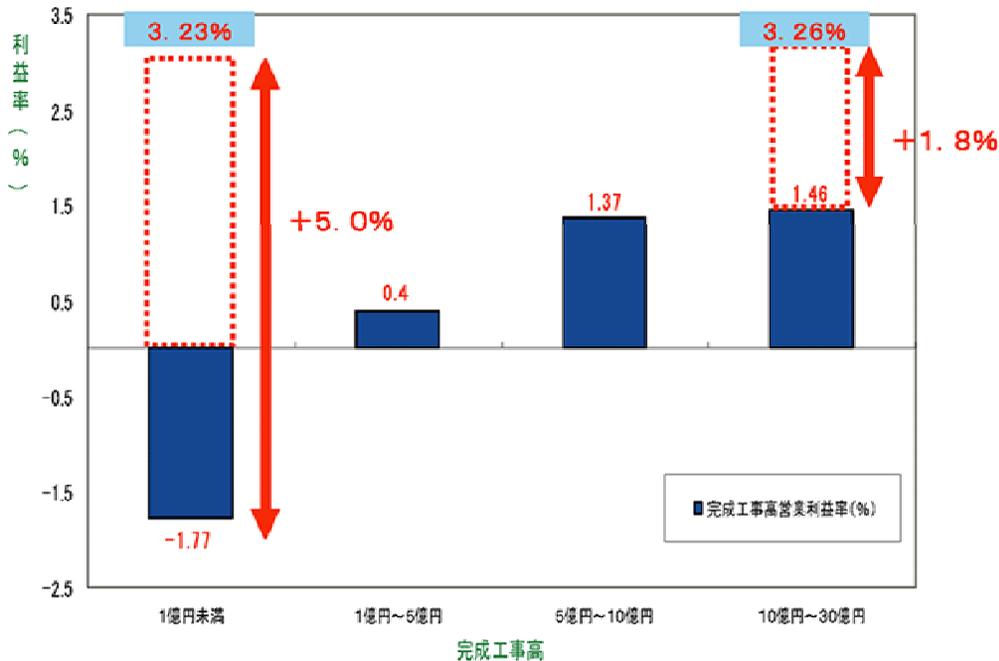
地域建設企業にとっての改善点

- 管理的経費のうち、働く者の立場に立って、従業員給料など企業の雇用・能力の維持に繋がる経費を適正に積上げ
- 企業の継続的経営が可能に
(→中長期的な公共工事の品質確保)

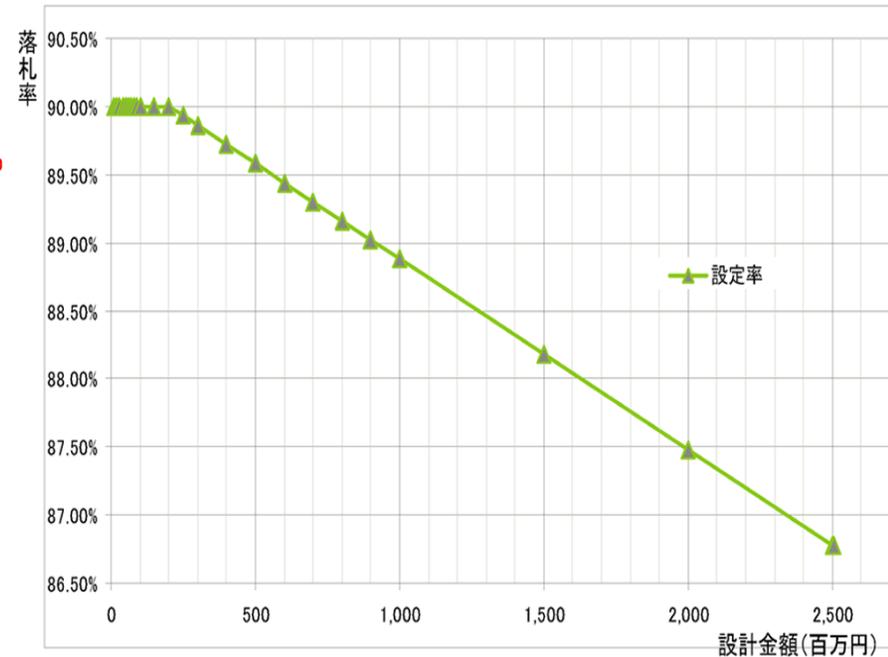
長崎県の例 (最低制限価格)

長崎県内の建設企業の営業利益率を全国的全産業の平均である3.1%程度に引き上げることを目標。企業の規模が小さい程、営業利益率が低いことを勘案し、従前85%程度で設定していた最低制限価格を工事の規模に応じて、2億円以下の工事では5%程度、20億円程度の工事では1.8%程度引き上げ(2億円以下の工事は一律に90%に設定)。

長崎県内の建設企業の
完成工事高別営業利益率



引き上げ後の最低制限価格の設定割合



佐賀県の例(最低制限価格)

比較的小規模な工事が多く、直接工事費や、共通仮設費の節減が見込めないため、100%算定。

また、現場管理費を100%算定し、結果的に上限(9/10)に近い率に設定。

平成21年4月1日から設計価格250万円超の原則としてすべての工事において改正。

【改正後の範囲】

予定価格の2/3 ~ 9/10

【改正後の算定式】

直接工事費

(建築(関連) × 0.95)

共通仮設費

現場管理費

一般管理費等 × 0.10

合計額

× 1.05

新潟県の例(最低制限価格)

比較的小規模な工事が多く、直接工事費や、共通仮設費の節減が見込めないため、100%算定。

また、現場管理費の算定割合を引き上げ、80%算定。

平成21年4月1日から改正。

【改正後の範囲】

予定価格の8.5 / 10 ~ 9 / 10

【改正後の算定式】

直接工事費

共通仮設費

現場管理費等 × 0.80

一般管理費 × 0.30

合計額

× 1.05

特別なもの(設備工事の一部等)については、8.5 / 10 ~ 9 / 10の範囲内で個別に定める。